

プラトン『国家』における正義の擁護

久保 徹

TORU KUBO

正義を擁護する『国家』の主要議論に対して Sachs¹ が提起した偽証問題は、これまで数多くの議論を喚び起こした。しかし、さまざまな反論が試みられたにもかかわらず、まだ十分な解決には至っていないと思われる。小論は、この Sachs 問題の解決を目指す新たな一つの試みである。

1 Sachs 問題

2 巻冒頭のグラウコンとアデイマントスの要求に応じて、ソクラテスは正義を擁護する議論を展開する。『国家』全篇を織りなすこの主要議論に対し、しかし、Sachs は次のような異議を申し立てた。グラウコンやアデイマントスらがその擁護を要求している正義とは、詐欺、横領、盗み、姦通、殺人など一般に不正と見なされている特定の行為をしないことである。これを「通俗的正義概念」(以下、 J_v) と名づけよう。これに対し、ソクラテスが擁護している正義は、「魂の正義」というまったく別の「プラトンの正義概念」(以下、 J_p) である。したがって、二つの概念の間に論理的な等値関係 ($J_p = J_v$) が成り立つのでない限り、ソクラテスの議論は J_v を擁護するよう見せながら J_p を擁護しているにすぎず、論題すりかえの偽証 (a fallacy of irrelevance) を犯していることになる。しかるに、Sachs によれば、プラトンは $J_p \rightarrow J_v$ を想定しているのみで論証しておらず、 $J_v \rightarrow J_p$ については想定だにしていない。ゆえに偽証である——²。

この Sachs の批判について検討する前に、われわれはまず彼の問題枠の設定そのものを見直す必要がある。Sachs は、ソクラテスの正義擁護の眼目が「正しい人は不正な人より幸福である (“Just men are happier than any men who

¹D. Sachs, “A Fallacy in Plato’s *Republic*”, *Philosophical Review* 72(1963), reprinted in G.Vlastos (ed.), *Plato II* (1974), 35–51.

²Sachs, 45–50.

are unjust.”)」と示すことにあると理解している³。もしそうなら、プラトンが論じているのは「Jp な人は幸福である (魂の正義が幸福である)」ということである以上、「Jv な人が幸福である」ことを示すためには、Sachs の言うように、Jp と Jv の等値関係が成り立つことを示さなければならないのは必然であろう。しかし、「正義は不正より得である (λυσίτελειν) かどうか」こそが、主要議論の考察の本筋であったはずである。正しい人が幸福であるかどうかという論点は、正義が得であるかどうかを論じるために、その一つの論拠として派生的に出されたものにすぎない。たとえば、1 巻では、ソクラテスが、「正義 (正しい人の生) が不正 (不正な人の生) より得であるかどうか」という問題提起 (344d-345b, 347e) を「正しい人は不正な人より幸福であるか」の問題に置き換えて (352d) 論じたうえで、正しい人は幸福であるから、だから正義は得である、と論じ返している (354a)。また 2 巻では、グラウコンが、「不正は得である」という一般通念を代弁して、その論拠として、不正な人が正しい人よりも幸福であることを弁立てているのである (360e-362c)。たしかに、先の 354a の箇所など、ソクラテスは「幸福であることは得である」という趣旨の主張をしており、あるいは「幸福である」と「得であること」を同一と見なしているように見えるかもしれない。けれども、逆に得だから幸福だとは言えまい。「得である」は、「幸福である」と「幸福をもたらす、幸福にする」の両義を含む⁴。幸福をもたらす生き方であっても、現に幸福であるとは限らない。したがって、ルースな用法でない限り (幸福になりつつあるという意味を「幸福である」に含めて用いるのでない限り)、「幸福である」は「得である」と区別されねばならない⁵。さもなければ、ソクラテスの議論の大筋をとらえ損なうことになるであろう。そこで、われわれは Sachs の問題枠を、「正義 (正しい人の生) は不正 (不正な人の生) より得である」を Jv について示すことに設定し直すことにしよう。それによって Sachs の問題提起は、なお有意味でありうる⁶。

Sachs 問題を扱うにあたって、小論ではさらに次のような手順で考察を進めることを断っておきたい。Jp と Jv の間の論理的関係の成否を判定するに際して、Jv のうちに任意の利他的行為 (哲人王の ‘洞窟への帰還’ 問題を含め) を反例としてもち込む議論がしばしばなされる⁷。しかし、ソクラテスの対話相手

³ Sachs, 35-36, 45-47.

⁴ トラシュマコスの「(不正は) 幸福にする」(343c8, 344a5) と「利益」の呼応 (343b-344c) を、ソクラテスの「得である」(344e-345b) が受けている。

⁵ *pace* Sachs, 36 n.5.

⁶ 私の見る限り、この問題枠の差違をもっとも明確に意識しているのは、R. Kraut, “Reason and Justice in Plato’s *Republic*”, *Phronesis* Suppl.1(1973), 207-208, n.3,4 である。

⁷ たとえば、Kraut, 216 n.12; J. Annas[1], “Plato and Common Morality”, *Classical Quarterly* 28(1978), 440; Annas[2], *An Introduction to Plato’s Republic*

——ケパロス、ポレマルコス、トラシュマコス、グラウコン、アデイマントスらが想定する Jv の範囲に、論者たちが問題にするような無条件の利他性は属さない。彼らが実際に想定している正義の行為とは、人を欺かない、嘘をつかない、神にお供えをする、人に借金を返す (331b:ケパロス) など、不正な行為とは、詐取、強奪、神殿荒らし、人さらい、土蔵破り、詐欺、盗み (344ab:トラシュマコス)、市場から何でも好きなものを取ってくる、家に入りこんで誰とでも好きな者と交わる、これと思う人々を殺したり、縛めから解放したりする (360bc:グラウコン) などである。これらの事例に示されているのは、他人のものを取らない、他人に危害を加えない ($\pi\lambda\epsilon\upsilon\nu\epsilon\xi\iota\alpha$ の禁止) という程度の利他性にすぎない。したがって、ひとまず、この水準の利他性に限定して、ソクラテスが正義 (Jv) 擁護の要求に答えているかを検討することにしよう⁸。そして、後にあらためて利他性一般の問題をこの点との関連で取り上げることにしたい⁹。

2 Sachs 問題への対処

Sachs による偽証の申し立てに対して従来試みられてきた反論のアプローチの仕方には、大きく分けて次の二つがある。Sachs が要請する Jp と Jv の間の論理的関係をテキストから導出できると示そうとする行き方 (Demos, Weingartner, Vlastos ら¹⁰) と、そもそも『国家』の主要議論は Jv を擁護しようとする趣旨の議論ではない (したがって偽証ではない) と解する行き方 (Schiller, Waterlow ら¹¹) である。この章では、これら二つの対処の仕方をいずれも批判し退けたうえで、第三の対処の方法¹²を論じる。

(1981), 156–157; N.O. Dahl, “Plato’s Defense of Justice”, *Philosophy and Phenomenological Research* 51(1991), 823 など。

⁸ ポレマルコスとの対話で、ソクラテスは正義を利他と認める (335b–e)。しかし、トラシュマコスの介入によって、利他それ自体を取り上げる議論の方向は中断され、Jv の範囲に閉じられてしまう。利他性の問題を切り離して、Jv に限定して論じようとするわれわれの手順は、このようなテキストの議論の経過にも合致すると思われる。

⁹ 哲人王問題については扱わない。N.P.White, *A Companion to Plato’s Republic* (1979), 43–54 のように全く別の原理を適用する解釈の可能性もあるかもしれないが、いずれにしても Jv の域を越えており、Sachs 問題に関する限り主要議論とは別の問題である。

¹⁰ R. Demos, “A Fallacy in Plato’s *Republic*?”, *Philosophical Review* 73(1964), reprinted in *Plato II*, 52–56; R.H. Weingartner, “Vulgar Justice and Platonic Justice”, *Philosophy and Phenomenological Research* 25(1964/65), 248–252; G. Vlastos, “Justice and Happiness in the *Republic*”, in *Plato II*, 66–95.

¹¹ J. Schiller, “Just Men and Just Acts in Plato’s *Republic*”, *Journal of the History of Philosophy* 6(1968), 1–14; S. Waterlow, “The Good of Others in Plato’s *Republic*”, *Proceedings of the Aristotelian Society* 73(1972/73), 19–36.

¹² おそらく私のアプローチは、Kraut の線にもっとも近い。

論理的関係を導出することによって Sachs 問題を解こうとする立場について。

Jp → Jv については、たとえば Demos や Weingartner などが論じたが、4 巻後半の全体の文脈のなかでその論証の道筋を明らかにしたのは、朴氏の論考であろう¹³。その場合に、Vlastos もすでに指摘したように¹⁴、魂の欲望的部分(以下, ε) — 次いで気概的部分(以下, θ) — と πλεονεξία との密接な関係が鍵になる。πλεονεξία (不正) を犯すということは、理知的部分(以下, λ) による支配が成り立っていないということであり Jp ではない、逆に Jp であって λ 支配が成り立っているならば、πλεονεξία (不正) を犯すことはない — Jp → Jv。ε (もしくは θ) と πλεονεξία の関係を Sachs は見落としていたように思われる。また、Jp についての Sachs の理解は λ 支配の性格づけのとりえ方が不十分である¹⁵ という点は、つとに Weingartner が指摘した¹⁶。

ただし、注意すべきことは、Jv が列挙されている正義の行為の事例すべてであると見なすならば、Jp → Jv が成り立たないことは明白であるということである。たとえば、「嘘をつかない」「借りたものを返す」という Jv の一例に関して、ソクラテスはケパロスに対し、「狂人にナイフを借りている」という状況では「嘘をつかないこと」「借りたものを返すこと」はかえって正義であるか疑わしいと批判している(331cd)。あるいはポレマルコスに対し、「友を利し敵を害す」というような通俗的な正義の行為の規定に関して、ソクラテスはその訂正を迫っている(335b-e)。これらのケパロスやポレマルコスとの議論に示されているように、Jv の内容は、そのすべてを無条件に認められているわけではなくて、当然、修正を要するものとして前提されていることは明らかであろう。だから、修正された Jv について、Jp → Jv が成り立つかどうかの問題として了解しなければならないはずである。たとえ Jv が修正されるにせよ、Jv が一般に認められる正義の行為である限りにおいて、Jp → Jv を示すことは、なお有意義である¹⁷。

¹³ 朴一功「プラトン『国家』における魂の正義」『西洋古典学研究』36(1988), 49-53.

¹⁴ Vlastos, 89-91.

¹⁵ Sachs, 47-48.

¹⁶ Weingartner, 249-250.

λ 支配の内実をめぐる詳しく論じたものに、R. Kraut, 208-214 がある。また、拙論「プラトン『国家』における魂三区分別」『古代哲学研究 METHODOS』24(1992), 28-29 を参照されたい。

¹⁷ なお、Kraut, 215 n.11 が自ら提示した反例(学究のための盗みなど)を排除するために想定した前提条件(最低限の生理的必要を満たす便宜がある正常な社会であること)に対する Annas[1], 440-441 の批判は至当。ソクラテスは、いかなる社会状況でも「Jv が得である」と示さねばならないはず。目的のためには手段を選ばないという方法論とは、プラトンは対極にいる。いかなる目的も(知の追求であろうと)正当な手段を通じてこそ実現されねばならないというのが、プラトンの魂論的正義論の核心であろう。金銭や食物に窮する人は、まずそれらを正しい仕方(εを増長させるやり方でなく、λがよく

他方、Jv → Jp について、私は成り立たないと考える。

まず第一に、テキストから Jv → Jp を導出することはできない。朴氏が根拠としているテキスト箇所を読み方には無理があるように思われる。朴氏は、Jp → Jv が検証される箇所 (442d-443b) における次の (R) について、この一節は Jv → Jp を含意しているにとらえている¹⁸。

(R) 「なぜすべてこうした点についてそうなのかといえば、その原因は、そのような人間においては、彼の内なるそれぞれの部分が、支配することと支配されることについて、それぞれ自分の分を守っていることにあるのではないか」(443b1-2)

しかし、(R) に言う「原因」とは、文脈上「Jp なる人が Jv である原因」の意であって、端的に「Jv の原因」と読むことはできない。

また、Jv → Jp の反例としてのケパロスのような存在がありうる。たんに寡頭制的人間では「完全な正義 (Jv)」を貫くことはできないにしても (554c)、神々からの死後の報酬や罰を信じている人ならば、「完全な正義 (Jv) の人」たりうるであろう。これに対して、アデイマントスが神々を欺くことも可能であるなどとする新思想をもち出して、そのような可能性を排除したと言われるかもしれない。しかし、正義擁護の論拠から排除したのであって、現に伝統的な神観を信奉する人々の存在は否定できないであろう。またいずれにせよ、なんらかの動機によって—あるいは「義務道徳」的に、あるいは「知を追求することなく、ただ習慣の力によって (ἔθει ἄνευ φιλοσοφίας) ¹⁹」(619c7-d1)— Jv を貫く可能性は残る。Jv を貫くことと Jp との必然的な連関はない。Jv をいくら貫いても、愛知の営みに向けて生を秩序づけていくのでなければ、なんら Jp の幸福を実現することにはならない²⁰。

次に、「完全な正義 (Jv) の人」についてのみ Jv → Jp を示す²¹ ことは正義の

支配しつつ) 確保することに意を払うべきである。λは、εやθを過不足なく養う義務をもつ。また愛知の営み以外の仕事に手を染めたからといって、魂のあり方が損なわれるわけではない (cf. 591c-592a, 443d: 「金銭の獲得に関することでも、身体世話に関することでも」)。理想国家の軍人・職人階層の人々にしても同じ。その営みはさまざまに違っても、自分の内なる秩序を確立、保全するという行為原理は共通である。初等教育を受けた彼らは、みな心から正義を行なうことを望む Jp なる人である、と私は理解する。

¹⁸ 朴, 53.

¹⁹ H.W.B. Joseph, *Essays in Ancient & Modern Philosophy* (1935), 3 n.2; White, 132-133 n.C.

²⁰ それゆえ、Weingartner, 251-252 が想定する Jp と Jv の間の比例関係 (Jv なる人は Jv でない人よりもより一層 Jp) すら成り立たないと考えられるだろう。Jp には愛知と Jv の両方が必要であって、Jv は Jp の必要条件の一つにすぎない以上、Jv なる人であっても、いっこうに Jp でない人がありうる。

²¹ Vlastos, 92; 朴, 53-54.

行為の動機づけとして不十分であろう。「完全な正義の人」の幸・不幸は、グラウコンの要求のなかで派生的に出された論点にすぎない。ソクラテスが擁護すべき正義 (Jv) はそれだけではない。中間的な (不完全な) 正義 (Jv) をも擁護せねば、直ちに「完全な正義の人」たりえない人々に対して動機づけの力をもたないであろう。個々の正義の行為を意味づけることによって、正義の行為を貫くことの意味づけを兼ねることはできるが、逆は成り立たない。

さらに、たとえ「Jp な人が幸福であり、Jv が Jp と等値であるから、Jv な人は幸福であり、Jv は得である」と示したところで、それは直接には彼らがいかに行為するかを動機づけることにはならない。ただ Jp な人たらんとするのみであろう。Jp = Jv という論理的関係は、Jv それ自体の動機づけにとってはたして有効であるとは思われない。ソクラテスが実際に論じたのは、そのような論理的関係ではない。

Sachs 問題へのもう一つの対処の仕方として、ソクラテスは Jv を擁護するつもりはなく、Jp を正義の本来の規定として提示しているのであって、Jv は切り捨てられていると見なす立場について。

まず、明らかにテキストの主要議論において、ソクラテスはたんに Jp が幸福で得であると示しているのではなく、「Jv が得である」と示そうとしているということが、この解釈にとって最大の難点であろう。

また、グラウコンやアデイマントスが問題にしているのは、いかに生きいかに行為するか (344e1-3, 352d5-6) であって、正義の行為の動機づけに彼らの関心はある。Sachs の問題提起の主眼も、まさに正義の行為をなすべきかというその点にあるのであって、たんに偽証か否かという論理上の問題に帰することは、これを矮小化することになろう。Jv を擁護しているのではないと主張することは、彼らの問題意識に答えることにならない。

あるいは、Schiller は、Jv に通俗的な正義観、通俗的な正義道徳を含意させてこれを退けたように思われる。もちろん、ソクラテスは通俗的な正義観を退けている。プラトンの正義が、そういった通念を否定しそれを越えようとするものであることは間違いない。けれども、Sachs が問題にしているのは、具体的な個々の正義の行為である。Jv の内容をとらえ損ねた点に、おそらく Schiller が Jv を切り捨ててもよいと見なす原因がある²²。

また、Schiller や Waterlow のみならず、多くの解釈者が Jp → Jv が成り立たないと判定する時に、先に述べたように、Jv が修正されるべきものであることは予め前提されているとは見なさずに、事例として挙げられたすべての正義

²²Schiller, 3.

しかも Schiller は、先の Sachs 自身の問題枠のずれに乗じて、Jv な人が幸福であるはずがないとして Jv 擁護を否定している。

の行為を含むものでなければならぬと了解しているように見える²³。とすれば、それ自身のうちに先のような矛盾を内包している Jv を、そもそも擁護しようがないことは自明である。この点もまた、ソクラテスは Jv を擁護するつもりはないと彼らが主張するに至った一因であろう²⁴。

Sachs 問題への第三の対処の仕方について。

Jp → Jv は、Jp ⇐ Jv という等値関係を示すための片方の要素でありうるだけでなく、Jp がグラウコンやアデイマントスらに共有されている正義概念 (Jv) を満たすことによって正義の規定として妥当なものであることを、それ自体で単独に意味する²⁵。またそれが、ソクラテスの 442d-443b の検証作業のそもそもの趣旨であった²⁶。

このことを確認したうえで、さて、主要議論における「正義の行為 (Jv) は得である」の論証の道筋を、私は次のように理解する。

- (1) 正義 (Jp) の人は幸福である。
(正義を Jp と規定する妥当性は、Jp → Jv で保証される。)
- (2) 正義の行為 (Jv) は、Jp を促進しあるいは維持するものである。
- (3) それゆえ、正義の行為 (Jv) は、幸福をもたらすから、得である。

そのテキスト上の根拠となる箇所は、4 巻の 443c-445b、9 巻 588b-591b の魂モデルを用いた議論、10 巻の 612b などである²⁷。

4 巻で、ソクラテスは、魂の正義 (Jp) の内実を明らかにしつつ (443c-444a)、正義の行為 (Jv) の Jp に対する有益性を論じる (443e4-444a2; 444c-e)。

「それでは」とぼくは言った、「不正と正義が明らかになった以上は、不正を行なうことも、不正をはたらくことも、逆にまた正しいことをするというのもすべてこれらのことの意味は、もはや、はっきりと明らかなのではないかね」(444c1-3)

「…正しいことを行なうことは正義を作り出し、不正なことを行なうことは不正を作り出すのではないかね」(444c10-d1)

²³ Schiller, 3; Waterlow, 25; Annas[1], 442-443; also [2], 166-167; Dahl, 815-816.

しかし、Jv の全面的な擁護ではなく、Jp による Jv の基礎づけであるという点では、Annas と私は同じ立場である (cf. Annas[1], 450; [2], 160-163, 324)。

²⁴ Sachs, 50-51 自身の結語にも、これらの傾向が認められる。

²⁵ この点は、Dahl, 815, 818; Annas[1], 446; also [2], 164; J.R.S. Wison, "The Argument of Republic IV", *Philosophical Quarterly* 26(1976), 113-115, 122-123 などが指摘している。

²⁶ 朴, 50-51.

²⁷ 以下に引用するこれらの箇所の文脈では、「正義」(δικαιοσύνη) は Jp を、「正しいこと」(τὰ δίκαια) は Jv を、それぞれ意味している。

この箇所と言う「正義の行為」や、また 443e4-444a2 で「このような魂のあり方 (Jp) を保全し作り出すような行為を正しく美しい行為と考えるとそう呼ぶ」と規定される「正義の行為」が、直前の 442d-443b においてソクラテスが照合したような正義の行為の諸事例 (Jv) を内容上のトピックとして指示していることは明らかである²⁸。すなわち、Jp によって Jv が意味づけられているのである。グラウコンはこれに答えて、Jp が幸福であり、Jv がそのために有益であるから得であることを暫定的に認める。

「これでもう、どうやらわれわれに残されているのは、こんどは、正しいことを行ない美しい仕事を営み正しい人であることが — そのような人であると知られていようといまいと — 得であるのか、それとも、不正をはたらき不正な人であることが — 罰を受けず、善き人になるための懲らしめを受けずにすまされるなら — 得であるのか、という点を考察することだろうね」

「しかし、ソクラテス」と彼は言った、「その考察は、今となっては、ばかげたものになるように私には見えますね。…われわれがまさにそれによって生きるところの当のもの [魂] の本来のあり方がかき乱され、台なしになっているとき、どんなことでも — 悪徳と不正から解放され、正義と徳を獲得することになるような行為以外は — 思いのままにすることができさえすれば、人生は生きるに値するというようなことが、かりにも考えられるものでしょうか？ 何しろ、正義と不正のそれぞれが、われわれが述べてきたような性格のものであると明らかになったのですからね」

(444e7-445b4)

9 巻では、魂の正義 (Jp) が幸福であることが示された (580a-c, 588a) のを受けて、ソクラテスは次のように切り出す。

「さあ、これでよし」とぼくは言った、「いまやわれわれの議論がこの地点にまで到達した以上、ここでもう一度、最初に語られた言説を取り上げることにしようではないか。われわれがここまでやって来たのも、そもそもはこの言説のためだったのだからね。言われていたことは、たしかこうだった — 完全に不正な人間でありながら、世間の評判では正しい人であると思われている者にとっては、不正をはたらくことが得である、と。どうだね、このように言われたのではなかったかね？」

「たしかにそうでした」

²⁸ Waterlow が、Jp と Jv の関係づけを断念して、Jp と利他的行為の関係づけを直接企図する (21, 25) のは、この点を見落としていることにもよるだろう (cf. 27-28)。

「では、いまこそわれわれは」とぼくは言った、「そのような説をなす者と話し合うことにしよう。不正をはたらくことと正しいことを行なうこととが、それぞれどのような効力をもつかということを、われわれは同意確認し合ったのだから」(588b1-8)

そして、魂モデルを用いながら、正義の行為(Jv)のJpに対する有益性を論じ、Jvが得であると結論する(588b-591b)。

「さあそれでは、この人間にとって不正をはたらくことが得であり、正しいことを行なうことは利益にならない、と説く人に対して、われわれは、その主張の意味するところはまさしく次のようなことになるのだ、と言って聞かせることにしようではないか…」
(588e3-4)

「では他方、正しいこと(τὰ δίκαια)が得であると説く人の主張は、われわれが言行ともに次のことを目指さなければならないのだ、ということにほかならないのではなからうか…」(589a6-7)

「だとすれば、あらゆる点から見て、正しいこと(τὰ δίκαια)を讃える人の説くところは真実であり、不正なこと(τὰ ἄδίκαια)を讃える人の説くところは誤りであることになるだろう」(589b8-c1)

「それなら」とぼくはつづけた、「そのように考えるならば、誰にせよ、不正に金を受け取ることが得であるというようなことが、そもそもありうるだろうか — もしその結果として、金を受け取ることによって同時に自分のうちの最善の部分、最もたちの悪い部分の奴隷としてしまうことになるのだとしたら？」(589d5-e1)

「では、グラウコンよ、いったいどのような点で、またどのような根拠によって、不正をはたらくことや、放埒であったり醜い行為をしたりすることが、得であるとわれわれに主張できるのだろうか — そうした行為によって、金銭や他の何らかの力はより多く手に入ることになるにしても、その代わりに、より悪い人間になるのだとしたら？」

「けっしてそのようなことは主張できません」と彼は言った。

(591a5-9)

グラウコンが4巻で暫定的に認めたのは、正義の行為をする方が不正な人で不正な行為をするよりも望ましいということである。9巻では、それも含めて、不正な人で不正な行為をする場合と不正な人で正義の行為をする場合とを較べてどちらがより望ましいかを判定している²⁹。

²⁹ Vlastos, 67 n.5 は、 $Jp \Rightarrow Jv$ が成り立つとする彼の立場から、不正な人と正義の行為とは結びつかないかのように理解するけれども、この9巻の箇所の議論では、まさに

10 卷 612b は、9 卷末までの議論を振り返りその成果を総括する箇所であるが、そこにも主要議論の道筋は如実に示されている。

「われわれが発見したのは、正義はそれ自体として魂それ自身にとって最善のものである (αὐτὸ δίκαιοσύνην αὐτῇ ψυχῇ ἄριστον) ということ、そしてギュゲスの指輪に加えてハデスの兜をもっていようとしまいと、魂は必ず正しいことを心がけねばならぬ (ποιητέον εἶναι αὐτῇ τὰ δίκαια) ということだったのだね」(612b2-5)

議論の組み立てはこのように二段構えになっていて、Jp の人は幸福である、Jv はそのために寄与し幸福をもたらすから得である、というかたちで Jv は擁護されている。ソクラテスが実際に論じたのは、Sachs が予想し論証を要請したような Jp と Jv との論理的関係ではなかった。正義の行為を何を指してなすべきかを論じているのであり、それでこそ、正義の行為の直接的な動機づけたりうる。Jp な人になるためには、正義の行為を心がけ愛知の営みにいそしまねばならない—それが主要議論による動機づけの核心である。プラトンの『国家』における正義論のモチーフは、魂の正義 (Jp) という新たな規範を真の正義として規定するとともに、その価値によって正義の行為 (Jv) を基礎づけ、擁護することにあると思われる。それは、たとえばグラウコンが2巻で契約説を代弁する際に「法の命ずる事柄を合法的であり正しいことであると呼ぶようになった (ὀνομάσαι)」と述べる (359a) のに対応して、443e で「正義の人は、正義の行為を魂の正義を作り出すものと考えてそう呼ぶ (ὀνομάζοντα)」と語られたり、さらに9巻の魂モデルの提示のあとで、一般に醜いと見なされる事柄や悪徳などが非難されるのは、魂のあり方にもたらす害悪のゆえにであると説明される (589c-590c) のと照応する。Sachs の見通しとは異なる論法によって、正義擁護の議論は成功している。

ところで、たとえ派生的にせよ、論証の中軸である (1) 「正義の人は幸福である」について、正義の通常の意味 (Jv) を Jp に置き換えている点に限れば、ソクラテスの論法はやはり不当ではないだろうか。しかし、この疑念は筋違いである。通俗的正義を越える正義概念を志向していたのはグラウコンやアデイマントス自身であった。2巻冒頭での、正義とは何であるかを示せという要求は、むしろ、正義擁護の議論をソクラテスから聞き出したいという彼らの真意 (358cd, 367ab) からして、自ら契約説を提示するためではなく、むしろそれと対置すべき正義の規定を期待している。「ギュゲスの指輪」による思考実験 (359b-360d)

不正な人にとって正義の行為が得であることが論じられている。主体と行為の相関性を膠着させ両者を不可分ととらえることについては、たとえば Waterlow, 19-20 が、主体の行為決定の自由 (未決定性) の観点から批判している。すなわち、(2) の側面を見失うことになるであろう。

も、世人はしぶしぶ正義を守っているにすぎないことの証明であると同時に、通俗的な正義観への不満を表明するものであろう。また、次のようなグラウコンとアデイマントスの言葉には、すでに真の正義の内面性が予見され志向されている³⁰。

「なぜなら、私が聞きたいのは、正義と不正のそれぞれが何であるか、また、それぞれが魂の内にあるときに (ἐνὸν ἐν τῇ ψυχῇ), 純粹にそれ自体としてどのような力をもつものなのか、ということなのであって、報酬その他、そこから結果として生じるいろいろの事柄は、いっさい排除しておきたいからなのです」(358b4-7)

「正義と不正のそれぞれが、それぞれを所有している者の魂の内において (τῇ τοῦ ἔχοντος ψυχῇ ἐνόν), 神々にも人間にも気づかれないときに、それ自体としてそれ自身の力で、どのようなはたらきをなすかということは、詩においても散文においても、かつて一度もくわしく語られたことはなかった。まさにその見地から、不正こそは魂が自己自身の内にもつ (ἴσχει ψυχῇ ἐν αὐτῇ) 悪の最大のものであり、正義こそは最大の善であることを十分に証明した者は、一人もいなかった」(366e5-9)

グラウコンの第三の論点、「完全な正義 (Jv) の人は、完全に不正な人より幸福であるか」という反問 (360e-361d) は、むしろそれ自身が依拠する通俗的な正義観の狭小さを露呈させている。グラウコンが課す、正義の人に対する虚偽の評判等の悪条件の付加も、論証上の負荷であるとともに、通俗的な正義の限界を越える真の正義への希求を示唆していよう。Jp は、真の正義とは何であるかという彼らの問いへのソクラテスの応答なのである。真の正義 (Jp) の人は、完全な正義 (Jv) の人であり、幸福である。正義の行為 (Jv) の擁護は、これとは別の問題である。

(2) の「Jv は Jp をもたらす」(Jv ⇒ Jp) という面を強調したのは Kraut である³¹。ところが、Annas は、彼は Jv ⇒ Jp を論理的関係 (Jv → Jp) に準ずるものと混同して論じていると批判した³²。しかし、これは当たらない。Annas がそのような誤解に陥ったのは、Kraut 自身の論述不足もあるにせよ、「Jv が得である」という論証全体の先のような道筋を明確にしなかったためであると思われる。

(3) 「Jv は、幸福をもたらすから、得である」という仕方で正義の行為を擁護することは、かの Foster 問題³³ を誘発することになりはしまいか。つまり、Jv

³⁰ Sachs, 41-42.

³¹ Kraut, 207-208 n.4.

³² Annas[1], 446.

³³ M.B. Foster, "A Mistake of Plato's in the *Republic*", *Mind* 46(1937), 386-393.

を手段善と見なすことにより、善の三分類(357b-d)の議論で正義に与えられた条件に反しないだろうか。この批判に対しては、すでに Sachs が主張したように、善の三分類は、正義の評判や報酬などの特定の「結果」を正義擁護の議論に利用してはならないという趣旨であると理解する立場を取りたい³⁴。Mabbot は、魂の正義(Jp)に限定して正義=幸福が成り立つとして正義を目的善と見なす一方、正義の行為(Jv)を見限ってしまうけれども³⁵、われわれの立場からは、善の三分類における「それ自体のために望ましい」には、目的善と手段善の両方が含まれる。したがって、Jv を Jp のための手段善として、Jp と併せて第二のクラスに入れても差し支えないと私は考える³⁶。

3 利他性の問題

Sachs 問題がらみでしばしば論じられるのは、プラトンの『国家』における正義論では他者に対する配慮という観点が本質的に抜け落ちているのではないか、自己の幸福(魂の正義)に関心を集めていて、だから利他性などの道德としての条件を満たさないのではないか、という趣旨の批判ないし問題提起である³⁷。これは、偽証問題を離れて、正義の行為の動機づけの内容そのものの是非を問う議論である。

そのような大きな問題を今扱うことはできないが、Jp が利他性一般と背反、齟齬しないかという点について、ここでは基本線を二、三述べておきたい。

おそらく『国家』はそれを積極的に論じている場ではない。けれども、テクスト上の事実についてここで断っておくべきことは、グラウコンやアデイマントスが要求しトラシュマコスが問題にしているのは、事例として挙げられた具体的な正義の行為がある種の利他であることは自明の前提として、それらが自分にとって得であるのか損であるのかという点であり、だからソクラテスが彼

³⁴ Sachs, 38–41. Cf. Schiller, 5.

ただし、「快樂」に関する彼の見解には同意しない。脇條 靖弘「プラトン『国家』第2巻における正義弁護の要求」『古代哲学研究 METHODOS』21(1989), 1–10 を参照されたい。

³⁵ J.D.Mabbot, “Is Plato’s *Republic* Utilitarian?”, *Mind* 46(1937), revised in *Plato* II, 57–65.

あるいはまた、Annas[2], 168, 294 は、Jp が目的善で、幸福がその「結果(報酬)」であると解する。しかし、先に見た10巻の箇所の前(612a8–c4)から、これは明らかに誤り。

³⁶ Schiller, 7 n.23 は、善の三分類の議論は正義の行為(Jv)への言及であると判断する。だが、内面的な正義(Jp)もやはりすでに志向されており(358b)、未分化なまま同時に含意されているように見える。

³⁷ H.A. Prichard, *Moral Obligation* (1949), 2–5; Joseph, 80–81; R.Norman, *The Moral Philosophers* (1983), 56–57, 60–62; Waterlow, 21; Dahl, 813; Annas[2], 331.

らに答える時に、自分にとって得だというその面に絞って論じたのは、議論の成り行き上当然であったということである。もう一点は、そもそもソクラテスはむしろ、はじめポレマルコスとの議論で、正義を利他として規定しようとしていたことである(335b-e)。そこにトラシュマコスが介入して、利他としての正義論の展開を妨げてしまったのである。そういったテキスト上の事実が『国家』の議論を制約しているということは言える。

しかし、同時にそれが示唆しているのは、プラトンの意図は、利他と言う時に「利」をどのレベルでとらえるかの問題を露呈させることにあったということではないだろうか。その時点ではソクラテスとポレマルコスの間には(おそらくグラウコンやアデイマントスとの間にも)共通の議論の土俵がなかったのである。だから、トラシュマコスやグラウコンたちに対して、まず「正義が自分にとって利益であるか」という問題を介して、その利己の「利」がソクラテスの正義擁護の議論によって深められるのを待たねばならなかった。「正義が自分にとって利益である」と言う時に、魂のあり方という位相での「利」があるということを彼らに明らかにしなければならなかった。順序としては、その位相での「利」を他者に振り向け配慮するというのが、それに続くべき議論であり、またソクラテスが正義は利他であると見なした後、本来なら議論を導いていくはずの方向であっただろう。

そこで、ここで私が論ずべき問題は、Jp な人が「利」としての Jp を他者がもつように配慮するかどうかという点に帰着する³⁸。

『国家』では、理想国家において、哲人統治者はまさに人々の品性のなかに徳を作り込むことが語られている(500d)。しかし、それは国家社会レベルでの利他と言うべきかもしれない。また、理想国家以外の現実の社会に住む Jp な人については、この論拠は適用できない。あるいは、中心巻の議論を主要議論にもち込む論法(たとえば、善のアイデアの知に依拠して正義の人の利他性を保証する論法³⁹)に対しては、Annas が正当な批判を加えている⁴⁰。正義(Jp)の人は、なんらかの知を愛する人ではあるけれども、中心巻で守護者たちに課されたような真の哲学者としての条件を備えた人とは限らないからである(たとえば、理想国家における軍人や、職人)。

Jp の対人的正義としての利他性は、ディアレクティケーの営みにおける共同という基本性格のうちに求められるべきであると私は考える。むしろ、『国家』もまたそのようなディアレクティケーの現場の一つである以上、テキストのメ

³⁸ Waterlow, 26.

³⁹ Demos, 55; Weingartner, 250; Dahl, 826-830.

また Waterlow, 29-32 は、これと類比的に、入は認識の深まりにつれ、自他の区別を越えて Jp 実現の場を求めると論じるが、認識面での普遍性の追求から実践面における普遍的関心を導出する論理的根拠を欠くように思われる。

⁴⁰ Annas, 438-439 n.9.

タ・レベルではソクラテスが対話者たちに対して利他を図っている実例でもあるけれども (e.g. 344de: われわれの幸福を配慮してくれるなら君の発言の真意を教えてくれたまえ), また, それはプラトンが多くの対話篇においてソクラテスを通して描いている営みの実相と言いうるかもしれないけれども, いずれにせよ事柄自体が論じられている場ではない。むしろ, ディアレクティケー=利他というモチーフは, たとえば『リュシス』における友愛と共同の思想などに示唆されているように思われる。あるいは, ソクラテスが個々の対話篇のなかで折りにふれて語るディアレクティケーについての断片的な述懐などに, その都度ほのめかされている。ディアレクティケーのうちでも特にその核心に位置するエレンコスの利他性については, しばしばソクラテスが言及しており, 周知の事柄であろう⁴¹。知への愛求という魂の本性がもっともよく実現される魂の正義 (Jp) において, ディアレクティケーの営みへの志向は必然であり, ディアレクティケーの基本的性格のうち利他の契機が含まれるのである。

とはいえ, むろんそれだけでこの問題が片づくと考えるつもりはない。あくまで今後の考察の方向について私見を述べたまでである。

4 結び

『国家』におけるプラトンの基本的な立場は, 魂の正義 (Jp) という新しい価値によって, 正義の行為 (Jv) を基礎づけ, 擁護しようとするものである。トラシュマコスに代表される反道徳の思潮や, ケパロスが体現するもはや効力を失いかけた旧道徳や, グラウコンやアデイモントスが敏感に察知している形骸化しまさにノモス(「契約」)と化した新道徳の風潮に抗し, プラトンの正義論は, 人間本性についてのより深い認識に立脚した価値観から伝統的な道徳規範をあらたに意味づけることを試みている。

利他性というわれわれの時代における不可侵の倫理規範もまた, その「利」の内実がいかなる素性のものであるか, 厳しい吟味と批判に晒されなければならない。その手順をおろそかにして, プラトンの正義論に利他的な動機づけの欠如をあげつらうことは, おそらく思想的営為として軽率にすぎるであろう。『国家』の正義擁護の主要議論は, そのために本線を逸脱してまず自分にとっての利益の中身を掘り下げるために意図された議論であった。

しかし, プラトンの真意は, さらに魂の正義 (Jp) の価値という『国家』の正義論の基底をも吟味批判の対象とするところにある。そのために「別のもっと長いまわり道」に行くことを中心巻で命じている (504b)。その探求の極北に位置する善のアイデアによってのみ, あらゆる価値に根拠が与えられるはずだからである。そして, その道行こそ魂の愛知的本性の実現の過程でもある。魂の正

⁴¹ *Gorgias* 458a, *Sophista* 230b-e など。

義 (Jp) は、少なくともそれを可能にするための不可欠の足場であり、愛知の営みと正義の行為 (Jv) がこれを支える。

※ 脱稿後、朴氏の指摘により、R.Kraut (ed.), *The Cambridge Companion to Plato* (1992) 所収の Kraut の新しい論文, “The Defense of Justice in Plato’s *Republic*” を見る機会を得た。旧稿とは問題枠も違い、全く異なったアプローチを示しているので、今回は言及できなかったが、また別の機会に取り上げてみたいと思っている。